

はしがき

障害者 (persons with disabilities) は、ながらく構造的な人権侵害を被ってきたにもかかわらず、自由権規約や社会権規約、女性差別撤廃条約等において正面からとりあげられてこなかった。障害者が国際人権法 (学) の領域において無視しえぬ存在となったのは、2006年12月に障害者権利条約が採択されてからといってよい。この条約と選択議定書はいずれも2008年5月に発効した。日本政府は2007年9月に条約に署名したが、2010年3月時点で、まだ批准をしていない。

障害関係の国内法制に関しては、2009年7月に衆議院が解散したことで、いくつもの障害関連法案が廃案となったことに留意しておく必要がある。その法案には、障害者自立支援法改正案、障害者虐待防止法案、ハート購入法案などが含まれる。また、同年9月に民主党、国民新党、社民党の3党連立政権が樹立したが、この新しい政権の下で、長妻昭厚生労働大臣は障害者自立支援法の廃止を明言した。

さらに注目しうるのが、同年12月の閣議決定で、障がい者制度改革推進本部 (内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣で構成) が設置されたことである。この本部の下に設けられた障がい者制度改革推進会議は、24人の構成員のうち14人が障害当事者とその家族であり、我が国の障害者政策史上画期的なものとなった。この会議には本書の執筆者も深くかかわっている。東俊裕は会議担当室長、金政玉は担当室のスタッフ、藤井克徳、長瀬修、佐藤久夫、松井亮輔は会議の構成員である。

この会議では、障害者権利条約の批准のために必要な国内法整備をはじめ、障害者制度の改革論議が集中的に行われている。その議論を見ても明らかのように、条約の批准にむけて検討しなければならない課題は山積している。そのような課題に取りくむためには、この条約の具体的な機能と限界を広く深く検討する必要がある。その際の助けとなる文献として、わが国では、たとえば

『障害者の権利条約と日本——概要と展望』（2008年）が刊行されたり、『法律時報』や『ノーマライゼーション』、『障害者問題研究』、『労働法律旬報』、『福祉労働』などの専門誌で条約特集が組まれたりしている。

市民むけの条約関係の出版物も、少しずつではあるが蓄積されはじめている。たとえば『障害者権利条約——わかりやすい全訳でフル活用！』（2007年）や『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』（2007年）、福祉新聞での連載を収録した『障害者権利条約で社会を変えたい』（2008年）などである。さらに、市民啓発の取り組みに関して付言すれば、日本障害フォーラム（JDF）とその構成団体等は、条約の内容や意義を社会に周知させるため、日本各地でセミナーやシンポジウムなどを開催している。

障害者権利条約に関する特別委員会が設置された2001年から今日に至るまで、この条約に対して関心をもち続けてきた私たち編者は、上のような状況をたしかに好ましく思っている。しかし、残念ながら、この条約の存在はほとんど知られていないというのが、こんにちの日本の実情である。たとえば、内閣府が2009年4～5月に実施した調査結果によれば、この条約について「内容も含めて知っている」人は、ほんの2.1%に過ぎなかった。「詳しい内容は知らないが、条約ができたことは知っている」人も、わずかに23.2%にとどまった。そして「知らない」と答えた人は、74.7%にのぼった。

このように条約への認知度がきわめて低い理由のひとつとして、障害問題が社会政治の周縁的課題として一般に了解されていることが挙げられる。しかし、自明でありすぎることがゆえに看過されていることであるが、誰もが人間である以上、自己、家族、友人の人生において、障害問題には多かれ少なかれ関わっている。障害問題は本来的には、社会や政治の中心的課題として理解され、対応されるべきものなのである。

等身大の具体的な人間像をそのまま見つめれば、いわゆる障害（心身の不調や欠損）をもつことは「異常」（abnormal）というよりも、むしろ人間にとって「普通」（normal）のことである。このように人間存在にとって当然の特徴であるはずの障害は、偏見やステレオタイプにより、これまで社会や政治の片隅で不適切にあつかわれてきた。その結果、歴史的に障害者は自由を剥奪され、平

等な機会を奪われ、社会から排除されてきたのである。

障害を「普通」とみなす考え方は、「障害の普遍性」といわれる。これに対し、しばしば国連では「世界人口の6億5千万人を占める障害者は、世界最大のマイノリティである」といわれる。もちろん、このような主張を否定するつもりはないが、障害の見方は、そもそも多様であってよい。「障害の普遍性」の提唱者にして、米国障害学の父として知られる故アーヴィング・ゾラによれば、障害とは人間の普遍的特徴であり、障害と非障害とは截然と分けることはできず、両者は可変で連続している。かかる観点からは、ほぼ誰もが障害者ないし「潜在的な障害者」とみなされる。

「障害の普遍性」は、2001年に世界保健機関（WHO）が採択した国際生活機能分類（ICF）にも採りいれられた障害観である。「世界最大のマイノリティ」としてのみならず、このように普遍的存在としても観念される障害者が、その尊厳を尊重され、対等な立場で人間らしい生活をいとなみ、社会に主体的に参加しうるために、障害者権利条約はさまざまな法的義務を国家にかす。このことが、この条約の基本的意義である。

私たち編者は、この意義を広い視野から開花させるため、なるべく多くの論点をとりあげて、この条約の内容と日本の課題を多角的に明らかにすることを本書の目的に据えた。かかる目的に照らして編まれた本書は、論点別に21本もの論文を収めた「包括性」と、さまざまなバックグラウンドをもつ研究者、実務家、障害当事者を執筆者にそろえた「多様性」を備えている。各執筆者には、それぞれ独自の視点から担当論点につき自由に論を展開していただいた。そのため、条約規定の文言をめぐる執筆者間で理解や解釈に相違がみられる場合もある。このことは、むしろ本書の目的に適うものであり、今なお低調な条約議論の活性化にも資するであろう。

このような本書の編集目的がどの程度まで達成されているかは、読者の判断に委ねたい。編集部まで、本書に対する意見や批判をお寄せいただければ幸いである。なお、本書の刊行までの間には、先に触れたとおり政権が代わったが、この交代劇は、本書に所収された各論文の脱稿予定日の後に生じた出来事である。そのため、障がい者制度改革推進会議を含め新政権のもとでの関連論

点は、原則として本書では触れられていない。

日本政府は、条約署名の際に公表した仮訳（2007年政府仮訳）を後に大きく変更したが、この新しい仮訳（2009年政府仮訳）を本書は付録として掲載した。後者は前者とは異なり、政府が公式に認めた仮訳ではないため、外務省 HP に掲載されていない。しかし、後者も前者と同じく政府が作成したものであることに違いはない。本書のために後者のデータを提供して下さった谷博之参議院議員事務所に感謝を申しあげる。ちなみに、本書に所収できなかった前者の仮訳と条約正文（英仏露西中亜）は、それぞれ外務省 HP と国連 HP で閲覧できる。

最後に、膨大な編集作業をねばり強く支えてくださり、数々の貴重な御助言をお寄せくださった、法律文化社編集部の小西英央さんに心から感謝の意を表したい。

2010年3月

松井 亮輔
川島 聡